

知っていますか？

個人契約の生命保険  
活用の留意点  
～所得税を中心に～

株式会社 新日本保険新聞社

「保険税務のすべて」編集長

榑原正則

# 1 生命保険料控除制度

## 3つの生命保険料控除

一般生命保険料

個人年金保険料 ……S59改正で創設、H2改正で拡大

介護医療保険料 ……H24改正により新設

生命保険料控除制度の創設は大正13年。その趣旨は、長期貯蓄の奨励や、生命保険の持つ相互扶助による生活安定の効果などに着目したものであった。

## H24改正による変更点

The image shows a blurred table with multiple columns and rows. The table has a yellow header row. The first column has a blue background, and the second column has a grey background. The third column has a blue background, and the fourth column has a grey background. The fifth column has a yellow background. The table is mostly illegible due to blurring.

# 「生命保険料控除の拡充」(R6与党税制改正大綱より)

## 【現状及び問題点】

[The content of this section is intentionally blurred for privacy or confidentiality.]

# 子育て世代に対する生命保険料控除の拡充



# 子育て世代に対する生命保険料控除の拡充



## 個人年金保険料控除の疑問

# 生命保険金にかかる税金

	受取人		受取人		
	受取人	受取人	受取人	受取人	受取人
受取人	受取人	受取人	受取人	受取人	受取人
受取人	受取人	受取人	受取人	受取人	受取人
受取人	受取人	受取人	受取人	受取人	受取人
受取人	受取人	受取人	受取人	受取人	受取人
受取人	受取人	受取人	受取人	受取人	受取人
受取人	受取人	受取人	受取人	受取人	受取人
受取人	受取人	受取人	受取人	受取人	受取人
受取人	受取人	受取人	受取人	受取人	受取人



# 個人契約の生命保険の税務の基礎知識

- 1. 生命保険の概要
- 2. 生命保険の税務
- 3. 生命保険の運用
- 4. 生命保険の相続
- 5. 生命保険の贈与
- 6. 生命保険の控除
- 7. 生命保険の控除の特典
- 8. 生命保険の控除の特典の特典
- 9. 生命保険の控除の特典の特典の特典

# 《裁判例》年金支払開始時の課税についての説明義務

最高裁第一小法廷 平成28年1月14日決定(平27(才)第1676号)棄却・不受理  
控訴審:大阪高裁 平成27年7月29日判決(平27(ネ)第1061号)  
原 審:大阪地裁 平成25年2月19日判決(平25(ワ)第9596号)

- ・平成5年12月1日契約

契約者・死亡給付金受取人＝夫、被保険者・年金受取人＝妻

保険料月額2万円(払込総額456万円)

- ・平成24年12月1日年金支払開始

年金年額75万8,400円、10年確定年金(年金受取総額758万4,000円)

第1回年金受取額72万8,823円(＝75万8,400円－源泉徴収税額2万9,577円)

- ・平成25年2月

税務署より年金受給権に係る贈与税額90万1,300円を納付するよう指導あり

- ・同年3月4日

贈与税額90万1,300円を納付し、源泉徴収税額2万9,577円の還付を受ける

※平成24年12月3日頃 「平成24年分 生命保険金・共済金の受取人別支払調書」を契約者等に交付

## 2 一時所得・雑所得の金額の計算

一時所得には、特別控除額と2分の1課税の特典がある

## 生存給付金の所得区分は？



## 数年間にわたり支払いを受ける保険金 (国税庁質疑応答事例より)

# THE UNIVERSITY OF THE SOUTH PACIFIC

NAME	
STUDENT ID	
PROGRAM	
COURSE	
SECTION	
DATE	



## 一時所得の金額の計算(一時所得内の内部通算の可否)

## 個人契約の減額の税務上の取扱い(国税庁質疑応答事例より)



## THE HISTORY OF THE UNITED STATES

The history of the United States is a complex and multifaceted story that spans centuries. It begins with the early Native American civilizations, such as the Mayans, Aztecs, and Incas, who built sophisticated societies in the Americas. The arrival of European explorers in the late 15th and early 16th centuries marked the beginning of a new era of discovery and colonization. The United States was founded in 1776, and its history is characterized by a series of events, including the American Revolution, the Civil War, and the rise of the industrial revolution. The country has grown from a small, sparsely populated nation to a global superpower, and its history continues to shape the world today.

## 受給中の個人年金の一括受取をした場合

## 法人から個人への名義変更後の解約

**解約の可否**

解約の可否は、契約の性質や契約書の条項によって異なります。一般的に、法人から個人へ名義変更された契約は、個人が解約を希望する場合、元の法人が解約を承諾している限り、個人でも解約できる可能性があります。ただし、契約書に「法人からのみ解約可能」という条項がある場合は、個人での解約が認められない場合があります。

**解約の手続き**

個人での解約を行う場合は、元の法人と連絡を取り、解約の承諾を得る必要があります。また、契約書の条項を確認し、個人での解約が可能かどうかを確認してください。個人での解約を行う場合は、個人名義での解約申請書を作成し、元の法人に提出する必要があります。

# 相続等保険年金の取扱い

相続等保険年金の取扱いに関する詳細な説明が、このページに提供されています。この内容は、相続や遺贈を受けた場合の年金の扱い、およびその手続きに関する重要な情報を提供しています。

相続等保険年金の取扱いに関する詳細な説明が、このページに提供されています。この内容は、相続や遺贈を受けた場合の年金の扱い、およびその手続きに関する重要な情報を提供しています。

相続等保険年金の取扱いに関する詳細な説明が、このページに提供されています。この内容は、相続や遺贈を受けた場合の年金の扱い、およびその手続きに関する重要な情報を提供しています。

相続等保険年金の取扱いに関する詳細な説明が、このページに提供されています。この内容は、相続や遺贈を受けた場合の年金の扱い、およびその手続きに関する重要な情報を提供しています。

相続等保険年金の取扱いに関する詳細な説明が、このページに提供されています。この内容は、相続や遺贈を受けた場合の年金の扱い、およびその手続きに関する重要な情報を提供しています。

相続等保険年金の取扱いに関する詳細な説明が、このページに提供されています。この内容は、相続や遺贈を受けた場合の年金の扱い、およびその手続きに関する重要な情報を提供しています。

相続等保険年金の取扱いに関する詳細な説明が、このページに提供されています。この内容は、相続や遺贈を受けた場合の年金の扱い、およびその手続きに関する重要な情報を提供しています。

相続等保険年金の取扱いに関する詳細な説明が、このページに提供されています。この内容は、相続や遺贈を受けた場合の年金の扱い、およびその手続きに関する重要な情報を提供しています。

相続等保険年金の取扱いに関する詳細な説明が、このページに提供されています。この内容は、相続や遺贈を受けた場合の年金の扱い、およびその手続きに関する重要な情報を提供しています。

相続等保険年金の取扱いに関する詳細な説明が、このページに提供されています。この内容は、相続や遺贈を受けた場合の年金の扱い、およびその手続きに関する重要な情報を提供しています。

## 相続等保険年金の取扱い

相続等保険年金の取扱いに関する規定は、相続税法第10条の2第1項第1号に規定されています。この規定は、相続人等が相続等保険年金を受け取る場合、その金額が相続税の課税対象となるかどうかを判断する基準として用いられます。

具体的には、相続等保険年金の受取人が、被相続人の生存中にその年金を受け取っていた場合、その金額は相続税の課税対象となります。一方、被相続人の死亡後に初めて年金を受け取る場合は、その金額は相続税の課税対象とはなりません。

また、相続等保険年金の受取人が、被相続人の生存中にその年金を受け取っていた場合、その金額は相続税の課税対象となります。一方、被相続人の死亡後に初めて年金を受け取る場合は、その金額は相続税の課税対象とはなりません。

このように、相続等保険年金の取扱いについては、被相続人の生存中に年金を受け取ったかどうかによって、相続税の課税対象となるかどうかが決まります。

# 《裁決事例》自動更新後の死亡保険金の一時所得の金額の計算

令元.10.8 東裁(所)令元-29(棄却)

## 【事案の概要】

- ・平成14年8月1日契約

契約者・被保険者:母、死亡保険金:子、保険期間:10年、月払保険料:39,720円

- ・平成15年11月27日、保険契約者を母から子に変更。

- ・平成24年7月31日保険期間が満了。翌日8月1日、約款の定めに基づき更新。

更新後保険契約では、保険期間4年、月払保険料83,040円に変更。

- ・平成24年8月1日付念書 更新後保険料の3分の2を母、3分の1を子が負担する旨を記載。

- ・平成27年4月15日 母の死亡による死亡保険金を請求。4月17日に死亡保険金が支払われた。

- ・平成27年分の所得税等の確定申告

一時所得の金額の計算上、死亡保険金の額に、子が負担したとする支払保険料の額88万5,760円の支払保険料総額(7,423,680円=476万6,400円+265万7,280円)に対する割合を乗じて算出した金額を総収入金額とし、その収入を得るために支出した金額を88万5,760円とした。

- ・平成30年8月28日 税務署長による更正処分。

一時所得の金額の計算上、総収入金額を死亡保険金の額、「その収入を得るために支出した金額」を更新後支払保険料の総額の265万7,280円とした。

- ・平成30年10月24日、原処分に不服があるとして、審査請求。



## THE HISTORY OF THE UNITED STATES

The history of the United States is a complex and multifaceted story that spans centuries. It begins with the early Native American civilizations, such as the Mayans, Aztecs, and Incas, who built sophisticated societies in the Americas. The arrival of European explorers in the late 15th century marked the beginning of a new era, as they sought to establish trade routes and colonies. The United States was founded in 1776, and its early years were characterized by a struggle for independence from British rule. The American Revolution (1775-1783) was a pivotal moment in the nation's history, leading to the signing of the Declaration of Independence and the establishment of the United States as a sovereign nation.

The early years of the United States were marked by westward expansion and the discovery of gold in California. The California Gold Rush (1849-1852) led to a massive influx of people to the West Coast, and the discovery of gold in California led to a massive influx of people to the West Coast. The California Gold Rush (1849-1852) led to a massive influx of people to the West Coast, and the discovery of gold in California led to a massive influx of people to the West Coast. The California Gold Rush (1849-1852) led to a massive influx of people to the West Coast, and the discovery of gold in California led to a massive influx of people to the West Coast.

The California Gold Rush (1849-1852) led to a massive influx of people to the West Coast, and the discovery of gold in California led to a massive influx of people to the West Coast. The California Gold Rush (1849-1852) led to a massive influx of people to the West Coast, and the discovery of gold in California led to a massive influx of people to the West Coast. The California Gold Rush (1849-1852) led to a massive influx of people to the West Coast, and the discovery of gold in California led to a massive influx of people to the West Coast.

The California Gold Rush (1849-1852) led to a massive influx of people to the West Coast, and the discovery of gold in California led to a massive influx of people to the West Coast. The California Gold Rush (1849-1852) led to a massive influx of people to the West Coast, and the discovery of gold in California led to a massive influx of people to the West Coast. The California Gold Rush (1849-1852) led to a massive influx of people to the West Coast, and the discovery of gold in California led to a massive influx of people to the West Coast.



### 3 生命保険に関する調書

Date	Description	Debit	Credit
1/1	Balance		
1/2	Cash		
1/3	Cash		
1/4	Cash		
1/5	Cash		
1/6	Cash		
1/7	Cash		
1/8	Cash		
1/9	Cash		
1/10	Cash		
1/11	Cash		
1/12	Cash		
1/13	Cash		
1/14	Cash		
1/15	Cash		
1/16	Cash		

## 保険契約者等の異動に関する調書

新保険契約者等	住所 (居所) 又は 所在地		氏名 又は 名称	
死亡した保険契約者等				
被保険者等				
解約返戻金相当額		既払込保険料等の総額		死亡した保険契約者等の 払込保険料等
円		円		円
評価日	1. 保険契約者等の死亡日 2. 契約者変更の効力発生日	保険契約者等 の死亡日	年 月 日	(摘要)  ( 年 月 日提出)
保険等の 種類		契約者変更の 効力発生日	年 月 日	
保険会社等	所在地			
	名称		法人番号	



## 4 非課税となる保険金・給付金

- 生命保険金（死亡保険金）
  - 生命保険金（死亡保険金）
  - 生命保険金（死亡保険金）
  - 生命保険金（死亡保険金）
  - 生命保険金（死亡保険金）
  - 生命保険金（死亡保険金）
- 

## 《身体の傷害に基因して支払を受けるもの》

## 介護保険金の受取人として被保険者以外のものを指定する際の 税務取扱いについて(令和3年3月15日)

# THE HISTORY OF THE UNITED STATES

CHAPTER I  
THE EARLY HISTORY OF THE UNITED STATES

The first European settlers in North America were the Spanish, who discovered the continent in 1492. They established colonies in the south and west, and the English followed in the north in 1607. The French also established colonies in the north and west, and the Dutch in the east.

- The English colonies in the north were founded by Puritans, who sought religious freedom and a better life. They established a society based on hard work and self-reliance.
- The French colonies in the north and west were founded by explorers and missionaries. They established a society based on trade and religion.
- The Dutch colonies in the east were founded by traders and settlers. They established a society based on commerce and industry.

- The Spanish colonies in the south and west were founded by explorers and missionaries. They established a society based on trade and religion.
- The English colonies in the south were founded by indentured servants and slaves. They established a society based on agriculture and commerce.



## 介護保険金受取人、指定代理請求人の違い(※保険会社により異なる)



# 《裁判例》高度障害保険金請求案内に関しての保険者の疎漏の有無

東京高裁平成26年9月5日判決(平26(ネ)2854号)(棄却・確定)  
東京地裁平成26年4月23日判決(平25(ワ)16652号)

## 【事実】

・平成6年3月1日契約 定期付終身保険

保険者:Y社 契約者・被保険者:夫A、死亡保険金受取人・指定代理請求人:妻X

・平成20年2月 夫Aが脳内出血で倒れ、その後、平成21年9月に職場復帰。平成24年10月に再度、脳内出血で倒れ、入院。所定の高度障害事由が生じた。その後、平成26年6月18日に死亡。

・平成21年からXは、新人教育の教育・研修及び同行指導を行う教育トレーナーとしてY社に再就職、勤務。

・平成24年12月13日 Xは、夫Aの入院給付金の請求書類をもらうため、Y社の給付金担当者Cのところに行ったが、CはXから夫Aの症状を確認し、高度障害状態に該当する可能性があるため、高度障害の診断書を提出するように勧める。

Xは、高度障害保険金を請求せずに入院給付金のみを請求する旨を述べる。

## 《裁判例》高度障害保険金請求案内についての保険者の疎漏の有無

(理由)

高度障害保険金を請求し支払われると、受領した高度障害保険金はAの財産となり、Aが死亡した場合にはAの相続財産となり、Aの先妻の子を含めた相続人全員で分配しなければならないという事情があったからであるが、このことはC及びY社には伝えなかった。

- ・支社のB内務次長は、Xに対して高度障害保険金の請求勧奨を続けた。
- ・平成24年12月22日にXは指定代理請求人として、高度障害保険金請求用の診断書を、平成25年1月9日に高度障害保険金請求書をそれぞれ提出。
- ・平成25年1月18日 X指定の口座に高度障害保険金が支払われた。
- ・平成25年1月25日 「高度障害保険金を受け取りたくなかった。会社に言われてやむなく請求した」などとして、高度障害保険金請求の取消しを主張。
- ・Y社は、請求取消しを認めないとの結論。
- ・平成25年7月8日 訴訟提起